

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
の翌日  
に当  
る日  
がと  
る日  
の翌  
日)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規  
則(健康対策課)
- ◇ 公 告 回数券により徴収された皆生温泉公園の入園料金の還付  
(企業局総務課)

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立西部健康増進センターのプール及びテニスコートの利用  
時間及び休所日を定めることとした。(第二条、第三条関係)
- 二 健康増進センターのトレーニングホールの一般利用等の申込  
みは、知事が別に定めるところによるものとする(第四條関係)
- 三 健康増進センターのトレーニングホールの一般利用等につい  
ては、利用券に代えて回数券を発行することができることと

## 規 則

- し、その場合の使用料の額を定めることとした。(第四條の  
二、別表関係)
- 四 身体障害者手帳の交付を受けた者等が健康の保持及び増進を  
図るためにプールを利用する場合には、使用料を減免できるこ  
ととすることとした。(第八條関係)
- 五 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 六 一 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十三号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則(昭和五十一年四月鳥取県規則第二  
十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「トレーニングホール」の下に、「プール及びテニスコート」を加える。

第三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 鳥取県立西部健康増進センターのプール及びテニスコート（以下「プール等」という。）にあつては、毎月の第三火曜日（その日が国民の祝日であるときは、その直後の木曜日）

三 プール等以外のものにあつては、国民の祝日並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日

第四条第一項中「を利用しよう」を「の利用（次項に規定する利用を除く。）をしよう」に、「利用許可申込書」を「申込書」に改め、同条第二項中「利用券」の下に「又は参加証」を加え、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 健康増進センターのトレーニングホールの一般利用、プールの利用（水泳教室に係るものを除く。）、入浴施設の利用又は用具の利用をしようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（回数券の発行）

第四条の二 知事は、別表の区分欄に掲げる利用については、当該利用一人一回（テニスコートの利用にあつては、一コート一時間）分の前条に規定する利用券に代えて様式第三号による回数券を発行することができる。この場合において、当該利用について徴収する使用料の額は、同表の金額欄に定めるとおりとする。

第八条第一項第二号中「減免」を「減額又は免除」に改め、同項中同号

を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者その他知事が特に必要があると認めた心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びこれらの者の付添人が、当該障害者の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用する場合 減額又は免除

第八条第二項中「第二号」を「第三号」に、「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、健康増進センターの管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第四条の二関係)

| 利用に係る料            |                | 使用に               |           | 施設                |          | 体育     |         | 区              | 分          | 金額(回数券十一枚につき) |
|-------------------|----------------|-------------------|-----------|-------------------|----------|--------|---------|----------------|------------|---------------|
| 鳥取県立東部健康増進センターの利用 |                | 鳥取県立西部健康増進センターの利用 |           | 鳥取県立中部健康増進センターの利用 |          |        |         |                |            |               |
| テニスコートの利用         | トレーニングホールの一般利用 | 夜間照明をしないとき        | 夜間照明をするとき | 学生又は一般人           | 高等学校の生徒、 | 中学生の生徒 | 幼児、児童又は | トレーニングホールの一般利用 | 児童又は中学校の生徒 | 九〇〇円          |
|                   |                |                   |           |                   | 冷水       | 温水     | 冷水      |                |            |               |
| テニスコートの利用         | トレーニングホールの一般利用 | 夜間照明をしないとき        | 夜間照明をするとき | 学生又は一般人           | 高等学校の生徒、 | 中学生の生徒 | 幼児、児童又は | トレーニングホールの一般利用 | 児童又は中学校の生徒 | 九〇〇円          |
|                   |                |                   |           |                   | 冷水       | 温水     | 冷水      |                |            |               |
| テニスコートの利用         | トレーニングホールの一般利用 | 夜間照明をしないとき        | 夜間照明をするとき | 学生又は一般人           | 高等学校の生徒、 | 中学生の生徒 | 幼児、児童又は | トレーニングホールの一般利用 | 児童又は中学校の生徒 | 九〇〇円          |
| 三、〇〇〇円            | 一、七〇〇円         | 一〇、八〇〇円           | 五、四〇〇円    | 四、六〇〇円            | 六、六〇〇円   | 二、三〇〇円 | 三、三〇〇円  | 一、七〇〇円         | 三、〇〇〇円     | 九〇〇円          |

|                             |                |                             |  |        |
|-----------------------------|----------------|-----------------------------|--|--------|
| 入浴施設使用料に係る利用                | 鳥取県立中部健康増進センター | 健康診断、体力測定又は体育指導を受け<br>た者の利用 |  | 1、300円 |
|                             | その他の者の利用       | 児童又は中学校の生徒                  |  | 1、500円 |
| 用具使用料に係るテニスラケット及びテニスシューズの利用 |                | 高等学校の生徒、学生又は一般人             |  | 円、200円 |
| 当該用具の価格を標準として、事<br>が別に定める額  |                |                             |  |        |

様式第1号の2 「鳥取県立健康増進センター利用許可申込書」を

「鳥取県立健康増進センター利用申込書」を

|        |         |     |     |
|--------|---------|-----|-----|
| 申込人    |         |     |     |
| (ふりがな) | 氏名      | 性別  | 男・女 |
| 住所     | 市 郡 町 村 | 大字  | 番地  |
| 職業     |         | 勤務先 |     |
| 満      | 月       | 歳   | 月   |
| 明      | 大       | 年   | 月   |
| 日      | 日       | 日   | 日   |
| 電話     | 番地      |     |     |

を

|        |         |    |     |
|--------|---------|----|-----|
| 申込人    |         |    |     |
| (ふりがな) | 氏名      | 性別 | 男・女 |
| 住所     | 市 郡 町 村 | 大字 | 番地  |
| 生      | 年       | 月  | 日   |
| 満      | 月       | 歳  | 月   |
| 日      | 日       | 日  | 日   |
| 電話     | 番地      |    |     |

- 「3 体育指導」を
- 「3 体育指導」を
- 「その2 大トレーニングルームの専用利用及びテニスコートの利用」を
- 「鳥取県立健康増進センター体育施設利用許可申込書」を
- 「鳥取県立健康増進センター体育施設利用申込書」を

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 利用区分        | 一般利用                          |
| 1 トレーニングホール | (中学生以下・高校生以上) 大トレーニングルームの専用利用 |
| 2 テニスコート    | (専用)                          |
| 3 入浴施設      | (中学生以下・高校生以上)                 |

を

|      |  |
|------|--|
| 利用区分 | 1 大ホール・コンピュータ専用利用<br>全部専用・1/3専用・1/4専用<br>2 テニスコート(面)<br>夜間照明 有・無 |
|------|--|

2568

同様式にその〇〇として次のように加える。

その3 水泳教室

鳥取県立西部健康増進センター水泳教室参加申込書

職 氏 名 殿

下記のとおり鳥取県立西部健康増進センターの水泳教室に参加したいので、  
申し込みます。

郵便番号 □□□□—□□

申込者 住 所

氏 名

電話番号

記

|              |            |
|--------------|------------|
| 水泳教室の種類      | 水泳教室       |
| 住 所          | 連絡先の電話番号   |
| (ふりがな) 氏 名   | (自宅)       |
| 生 年 月 日      | 年 月 日 歳 )  |
| (ふりがな) 保護者氏名 | (保護者の勤務先等) |
| 泳 力 等        |            |

備考 「泳力等」欄は、参加者の泳力及びこの水泳教室に参加する目的等を詳細に記入すること。

様式第二号(第四条関係)

その1 診断、測定及び指導

|   |   |
|---|---|
| <p>No. _____</p> <p>1 利用区分</p> <p>(1) 健康診断</p> <p>〔一般診断<br/>成人病診断<br/>個別診断<br/>エックス線写真診断<br/>眼底写真診断<br/>その他の診断〕</p> <p>(2) 体力測定</p> <p>(3) 体育指導</p> <p>(4) 栄養指導</p> <p>(5) 入浴</p> <p>2 利用年月日 年 月 日</p> <p>3 使用料 円 _____</p> | <p>No. _____</p> <p>1 利用区分</p> <p>(1) 健康診断</p> <p>〔一般診断<br/>成人病診断<br/>個別診断<br/>エックス線写真診断<br/>眼底写真<br/>その他の診断〕</p> <p>(2) 体力測定</p> <p>(3) 体育指導</p> <p>(4) 栄養指導</p> <p>(5) 入浴</p> <p>2 利用年月日 年 月 日</p> <p>3 使用料 円 _____</p> <p style="text-align: center;">(領収印)</p> <p>鳥取県立(東部・西部・中部)<br/>健康増進センター</p> |
|---|---|

その2 体育施設等(プールを除く。)及び用具

|   |   |
|---|---|
| <p>No. _____</p> <p><input type="radio"/> 利用区分</p> <p>1 利用年月日 年 月 日</p> <p>2 利用年月日 時 分から</p> <p>3 利用時間 時 分まで</p> <p>4 使用料 円 _____</p> | <p>No. _____</p> <p><input type="radio"/> 利用区分</p> <p>1 利用年月日 年 月 日</p> <p>2 利用年月日 時 分から</p> <p>3 利用時間 時 分まで</p> <p>4 使用料 円 _____</p> <p style="text-align: center;">(領収印)</p> <p>鳥取県立(東部・西部・中部)<br/>健康増進センター</p> |
|---|---|

備考 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 児童及び中学校の生徒……………小
- (2) 高等学校の生徒、学生及び一般人……………大

その3 フェール

|  |   |
|--|---|
| <input type="radio"/> フェール利用券控<br>利用時間 (入場時間) から (退場時間) まで<br>基本利用使用料 ¥ _____<br>超過利用使用料 ¥ _____ | <input type="radio"/> フェール利用券<br>年 月 日 ( ) から (退場時間) まで<br>基本利用使用料 ¥ _____<br>超過利用使用料 ¥ _____<br><div style="text-align: center;"> <input type="text" value="領収印"/> </div> 鳥取県立西部健康増進センター |
|--|---|

裏

- この券に基本利用使用料の領収印の無いものは、使えません。
- 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- この券は、退場の際必ず返却してください。

備考

- 印の表示は、次のとおりとする。
  - 幼児、児童及び中学校の生徒……………小
  - 高等学校の生徒、学生及び一般人……………大
- 「( )」欄は、利用の区分に応じ温水又は冷水と表示する。

その4 水泳教室

|   |   |
|---|---|
| <input type="radio"/> 水泳教室参加証<br>水泳教室の種類<br>水泳教室 年 月 日<br>参加料 ¥ _____ | <input type="radio"/> 水泳教室参加証<br>住所 (年齢)<br>氏名 (年齢)<br>参加料 ¥ _____<br><div style="text-align: center;"> <input type="text" value="領収印"/> </div> 鳥取県立西部健康増進センター<br>発行日 年 月 日 (毎週 曜日)<br>期間 年 月 日から 年 月 日まで |
|---|---|

裏

- この参加証に領収印の無いものは、使えません。
- この参加証は、表に書いてある水泳教室に参加するときのほかに使用できません。
- この参加証は、入所するとき係員に見せてください。
- この参加証は、記名者のほかは使用できません。
- 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- この参加証をなくしたり、破つたり、汚したときは、すぐに届け出てください。

備考

- 印の表示は、次のとおりする。
  - 幼児、児童及び中学校の生徒……………小
  - 高等学校の生徒、学生及び一般人……………大

様式第三号(第四條の二関係) 様式第二号の次に次の一號を記入す。

その1 トレーニングホール(一般利用)、テニスコート、入浴施設及び用具利用回数券

|  |  |
|--|--|
| No. _____<br><input type="radio"/> 回数券控 { }<br>年 月 日<br>使 用 料<br>¥ _____ | No. _____<br><input type="radio"/> 回 数 券 { }<br>年 月 日<br>使 用 料<br>¥ _____<br>(領収印)<br>鳥取県立(東部・西部・中部)健康増進センター |
|--|--|

裏

1 この券に領収印の無いもの及び切り離したものは、使えません。

2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

備考

1 この回数券は11枚を1つづりとし、「( )」欄に1から11までの番号を記入する。

2 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1) 児童及び学校の生徒、学生及び一般人………小  
 (2) 「( )」欄の表示は、利用の区分に応じ、次のとおりする。  
 トレーニングホールの利用(夜間照明をしないとき) ……テニス  
 テニスコートの利用(夜間照明をしないとき) ……テニス(夜間照明)  
 入浴施設の利用 ……入浴施設  
 テニスコートの利用 ……テニスシューズ

(3) (4) (5)

その2 プール利用回数券

|  |  |
|--|--|
| No. _____<br><input type="radio"/> プール利用回数券控<br>利用時間<br>(入場時間) から<br>(退場時間) まで<br>基本利用使用料<br>¥ _____<br>超過利用使用料<br>¥ _____ | No. _____<br><input type="radio"/> プール利用回数券<br>利用時間<br>(入場時間) から (退場時間) まで<br>基本利用使用料<br>¥ _____ (領収印)<br>超過利用使用料<br>¥ _____ (領収印)<br>鳥取県立西部健康増進センター |
|--|--|

裏

1 この券に基本利用使用料の領収印の無いもの及び切り離したものは、使えません。

2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

3 この券は、退場の際必ず返却してください。

備考

1 この回数券は、11枚を1つづりとし、「( )」欄に1から11までの番号を記入する。

2 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1) 幼児、児童及び中学校の生徒 ……小  
 (2) 高等学校の生徒、学生及び一般人 ……大  
 3 「( )」欄は、利用の区分に応じ温水又は冷水と表示する。



附 則

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 旧鳥取県管轄温泉公園管理規程（昭和五十五年十月鳥取県企業管理規程第一号）第六条第一項の規定により発行された回数券のうちプール利用料金又はテニスコート利用料金に係るものは、この規則による改正後の鳥取県立健康増進センター管理規則第四条の二第一項の規定により発行された回数券とみなす。

公 告

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県管轄の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成五年三月鳥取県条例第十六号）附則第二項の規定に基づき、回数券により徴収された皆生温泉公園の入園料金を還付するので、次により申し出て下さい。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 申出期間 平成五年四月一日から同年五月三十一日まで

二 申出先 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県企業局

(電話〇八五七―二六―七四四五)

米子市八幡一六五 鳥取県企業局西部事務所

(電話〇八五九―二六―〇〇一七)

三 還付の方法

回数券により徴収した皆生温泉公園の入園料金の十一分の一に相当する額にその回数券のうち未使用のもの枚数を乗じて得た額を、当該未使用の回数券と引き換えに還付する。